

第75回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

ナイス株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会において定めた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンスの管理について必要な事項を定め、もって事業の適正な推進及び企業価値を向上することを目的として、コンプライアンス管理規程を制定し、全ての役員に法令・定款・社内規則の遵守はもとより、企業倫理・社会規範に沿った行動を徹底する。
- ロ. 当社は、当社グループに関わる法令の理解及び法令遵守の必要性の周知徹底のため、当社グループの全役員を対象としたコンプライアンス研修を定期的実施する。
- ハ. 当社取締役会直属のサステナビリティ委員会は、その配下にコンプライアンス・リスク管理部を設け、同部会が主体となりコンプライアンス体制の維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関わる事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて同委員会を通じて取締役会に報告及び提案を行う。
- ニ. 当社代表取締役直属の内部監査室は、他の管理部門や業務執行部門から独立した組織として、業務遂行における法令、定款及び社内規程の遵守状況を把握するため、内部監査規程に従い、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、計画的に内部監査を実施するとともに、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会へ報告する。内部監査における指摘事項については、改善状況を確認し、当社の内部管理体制の適正性を確保する。
- ホ. 当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款及び社内規程に従い、適切に文書又は電磁的記録を作成し、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のためにリスク管理規程等の必要な社内規程を整備し、これに基づく業務遂行を徹底する。
- ロ. 当社は、サステナビリティ委員会の配下にコンプライアンス・リスク管理部会及びマテリアリティ部会を設置し、両部会が連携して当社のリスクを特定するとともに、その顕現化の予防のための対応策の策定及び進捗状況の確認を行う。
- ハ. 当社は、リスクが顕在化し、当社及び関係者に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性がある場合には、危機管理委員会を設置し、迅速な対応を図る。
- 二. 損失の危険の管理に関する状況及び新たに顕現化したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則に従い、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図るとともに、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンス管理規程を定め、全ての役職員に法令・定款・社内規則の遵守はもとより、企業倫理・社会規範に沿った行動を徹底するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する。
- ロ. 当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣する。当該取締役又は重要な使用人が各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行うことにより、子会社における取締役等の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合するように努める。
- ハ. 当社管理本部経営企画部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築する。
- 二. サステナビリティ委員会配下のコンプライアンス・リスク管理部会は、当社グループのコンプライアンスに関わる事案等を集約し、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行う。また、当社内部監査室は、当社グループの内部監査を実施するほか、内部通報制度の統括部署として、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ホ. 当社は、上記の体制及び取組み等を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正を確保するとともに、リスク管理を推進する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役直属の監査役室を設置する。監査役室には監査役の職務補助に専従する使用人を置き、その人選及び配置転換等については監査役の意見を尊重して決定するとともに、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属させる。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

イ. 当社及びその子会社の取締役は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告するとともに、監査役の往査による指摘事項に関する対応策について、取締役会において適宜結果を報告する。

ロ. 当社及びその子会社の使用人についても、監査役から報告を求められた事項について速やかに報告するよう徹底する。

ハ. 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担する。

⑨ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 監査役会は、毎月開催する。加えて、監査役は、四半期毎に代表取締役や各取締役と面談し、取締役の職務執行の状況を確認する。

ロ. 常勤監査役は、監査役会及び取締役会に加えて、オブザーバーとして指名・報酬委員会のほか、サステナビリティ委員会等の重要な会議に出席する。

ハ. 監査役会は、会計監査人との四半期及び年度決算の概要等の四半期毎の報告会に加えて、会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期毎に協議する場を追加で設けることにより、会計監査人との連携強化を図る。

ニ. 監査役は、内部監査室から月次で活動状況の報告を受け、また、適宜、必要に応じて情報交換を行うことによって、内部監査室との監査論点の事前共有や監査実施事項に係る活発な議論を行う。

⑩ 前記各項において定めた事項の実施状況については、適宜取締役、監査役に周知するものとする。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制については、次のとおり定めております。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を全うするため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体への対応について反社会的勢力排除規程を定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

ロ. 当社管理本部総務部を対応部門として、管轄警察署・暴力追放推進センター等の外部専門機関や顧問弁護士等と平素から連携を図り、事案に応じて対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての取組み

- ・ 当社は、コンプライアンス管理規程を制定し、全ての役職員に法令・定款・社内規則の遵守はもとより、企業倫理・社会規範に沿った行動を徹底するとともに、当社グループの新入社員や昇格者を対象としたコンプライアンス研修を実施したほか、各部署において職場内研修を実施いたしました。
- ・ 当社は、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会を毎月1回開催し、当社グループのコンプライアンスに関わる体制・事案等の確認、分析や対策等の検討を行い、その状況について同委員会が取締役に報告する体制を構築しております。
- ・ 内部監査室は、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部監査報告書として取りまとめ、取締役会及び監査役会へ報告し、指摘事項については、改善状況を確認いたしました。
- ・ 当社は、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする内部通報制度の利用促進を通じて、当社グループにおける法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制についての取組み**
- ・当社は、定款及び社内規程に従い、議事録等の記録を作成し、保存、管理し、取締役及び監査役は、必要に応じてこれを閲覧、点検いたしました。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制についての取組み**
- ・当社は、リスク管理規程に基づき、サステナビリティ委員会の配下に設置したコンプライアンス・リスク管理部会及びマテリアリティ部会が連携して、当社のリスクを特定するとともに、その顕現化の予防のための対応策の策定及び進捗状況の確認を行いました。また、損失の危険の管理に関する状況及び新たに顕現化したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告する体制を構築しました。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制についての取組み**
- ・当社は、取締役会規則に従い、取締役会を毎月1回開催したほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の情報共有と迅速な意思決定を図ったほか、職務権限規程等により、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図りました。
- ⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制についての取組み**
- ・当社は、コンプライアンス管理規程を制定し、子会社を含めた全ての役職員に法令・定款・社内規則の遵守はもとより、企業倫理・社会規範に沿った行動を徹底するとともに、コンプライアンスに係る職場内研修を実施いたしました。また、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督いたしました。
 - ・当社は、当社の取締役又は重要な使用人を、取締役又は監査役として子会社に派遣し、各子会社における取締役等の職務執行の監督又は監査を行い、法令、定款及び社内規程に適合するように努めました。
 - ・当社管理本部経営企画部は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う等、子会社の業務の適切な支援と、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制の構築に努めました。
 - ・サステナビリティ委員会配下のコンプライアンス・リスク管理部会は、子会社からリスク及びコンプライアンスに関わる事案等の報告を受け、その分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督を行いました。また、当社内部監査室は、内部監査の実施と内部通報制度の運用等を通じて、子会社における法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めました。

⑥ **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制についての取組み**

- ・ 当社は、監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従し、指揮命令権限が監査役に専属する使用人を配置しております。
- ・ 当社及びその子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査における報告、その他監査役から求められた事項を速やかに報告し、適宜結果を取締役会において報告いたしました。
- ・ 監査役は、監査役会のほか、取締役会、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会等の重要な会議等に出席いたしました。
- ・ 監査役と会計監査人との間で、四半期及び年度決算のレビュー結果の報告等を行ったほか、内部監査室長を加えた三様監査において会計面でのリスク認識や監査上の論点を四半期毎に協議いたしました。
- ・ 監査役会は、内部監査室から月次で活動状況の報告を受け、必要に応じて情報交換を行い、内部監査室と監査に関する事項の共有や議論を行いました。
- ・ 監査役が監査役監査の職務の円滑な執行を図るために必要とする費用又は債務について、監査役の請求に従い、職務の執行に必要な範囲で会社が負担いたしました。

会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II 具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 中期経営計画

当社は、2024年3月期から2026年3月期を計画期間とする「中期経営計画2023」（以下「本計画」といいます。）を策定し、更なる企業価値の向上を図っております。

【主な取組み】

当社は経営環境の変化を新たな企業価値創造の機会と捉え、「樹とともに、人と暮らしをつなぎ、はぐくみ、彩りある未来をつくります」を社会的存在意義と定義し、地球温暖化対策として重要な役割を担う森林資源の循環利用に向け、当社のルーツであり、エコマテリアルである木材の利活用の推進等を通じて、経済価値のみならず、社会価値及び環境価値の向上と社会課題解決の一翼を担

うべく、本計画に掲げた諸施策を確実に実行していくことで、持続的な成長及び更なる企業価値の向上を実現してまいります。

本計画は、主要事業である建築資材事業における国産木材比率の上昇を見据えた強固なサプライチェーンの構築や住宅事業における免震マンションの供給拡大等により、本計画最終年度である2026年3月期は売上高2,800億円、営業利益80億円、経常利益75億円、親会社株主に帰属する当期純利益50億円を定量目標としております。目標達成に向けた成長牽引策、基本方針及び環境目標を次のとおり定め、取り組んでまいります。

①成長牽引策

到達目標	成長牽引策
国産木材No.1	①国産木材製品（製材品・集成材）取扱量No.1 ②製材、プレカット事業の拡充【設備投資】 ③内外装木質化事業の推進【素材開発】
超・物流	①首都圏物流機能再構築・CRE戦略の実行【設備投資、物流DX】 ②受発注プラットフォームの構築【DX】 ③エリア・機能の拡充【M&A】 ④施工機能の増強【機能再編、M&A】
エリアNo.1	①「横浜」を基盤とする住宅ストックサービスの拡充と既存住宅流通の強化 ②免震マンション供給No.1 ③中古住宅買取再販事業の拡充 ④YOUテレビ(株)を活用したシナジーの創出

到達目標	人的資本経営・環境経営
主体的な風土の確立	①エンゲージメントサーベイの導入及びエンゲージメントスコアの向上 ②サクセッションプラン策定・実践、タレントマネジメントの構築 ③健康経営優良法人「ホワイト500」の認定取得
社会的使命の達成	①サステナビリティ委員会の推進 ②中央安全衛生委員会の推進 ①Scope 1・2のカーボンニュートラル達成 ②社有林「ナイスの森」の保有面積及び植林面積の拡大による二酸化炭素吸収量の増大

②基本方針

・素材

我が国の潤沢な資源であり、地球温暖化対策として重要な役割を担う木材の取り扱いを強化するほか、建築物の省エネ化・ゼロエネ化に資する商品やサービスの提供を推進し、温室効果ガスの排出削減に努めます。

・暮らし

ストック型社会の形成に向け、耐震・健康・省エネに配慮した良質で長寿命な住まいづくりを推進し、「横浜」を基盤とする住宅ストックサービスの拡

充と既存住宅流通に係る事業の比重を高めます。

・人

従業員の自主性・主体性の向上、更には、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進するとともに、「働きがい」と「働きやすさ」を高め従業員エンゲージメントの向上に努めます。

③環境目標

2050年にバリューチェーン全体でカーボンニュートラル実現を目指してまいります。その足掛かりとして、2026年に当社グループの事業活動における二酸化炭素排出量の削減等を通じて、Scope1（直接排出）・Scope2（エネルギー使用に伴う間接排出）のカーボンニュートラルの達成を目指します。そして、2030年にScope3（サプライチェーンで発生するその他の間接的排出）を含め、当社グループのサプライチェーンにおけるカーボンニュートラルを目指します。

木材の取り扱い強化、建築物の木造化・木質化の推進等に注力するとともに、これらの利益を山元に還元することで再生林を推進し、森林資源の循環利用を実現します。また、社有林「ナイスの森」の保有面積及び植林面積の拡大による二酸化炭素吸収量の増大、再エネ由来電力への切り替え等を推進してまいります。

(2) サステナブル経営の推進

①マテリアリティ(重要課題)の特定及びサステナビリティ委員会の設置

当社グループは、重要度の高いE S G課題を選定し、外部有識者を含めた妥当性の検証を経て、以下のとおり、三つのテーマと九つのマテリアリティを特定いたしました。

また、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置することといたしました。本委員会は、気候変動への対応を含むサステナビリティに関する事項全般を統括し、マテリアリティの特定及び目標設定、進捗確認等について審議を行い、重要事項は取締役会へ報告・提言を行います。

テーマ	マテリアリティ
1. 素材 カーボンニュートラル社会の実現に向けて	・国産材の利用拡大によるサステナブル・リカバリーの推進 ・環境配慮型商品やサービスの提供によるエネルギー消費量の削減 ・サプライチェーンの再構築による商品・サービスの安定供給
2. 暮らし 社会との継続的な共生に向けて	・木を生かしたレジリエンスな住まいづくりの推進 ・資源の有効活用に配慮した既存住宅流通の促進 ・地域活性化への貢献
3. 人 人と社会から信頼される企業であり続けるために	・人的資本経営の推進 ・グループガバナンスの深化 ・事業活動における環境負荷の低減

②TCFD提言への賛同及び提言に基づく情報開示

当社グループは、気候変動への対応を経営上の重要課題として認識し、事業活動による気候変動対策を推進しています。こうした活動を更に推進するべく、TCFD提言への賛同を表明し、同提言に基づく「ガバナンス」「戦略」「リス

ク管理」「指標と目標」について情報開示を行いました。温室効果ガス排出量の削減については、2030年、2050年の環境目標を掲げ、達成に向けて取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス

当社は、「無信不立（信無くば立たず）」という創業の精神に基づき、取引先様やお客様からの信頼に応え続けることで、豊かな住まいと暮らしを実現するという企業責務を遂行しております。また、企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめ当社グループに関係する方々への利益の還元及び社会貢献に努めていく上で、コンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置付けております。その基本的な考え方及び主な施策は以下のとおりです。

①基本的な考え方

- ・当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
- ・当社は、様々なステークホルダーとの協働の必要性を十分認識の上、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
- ・当社は、財務情報や非財務情報につき、ステークホルダーにとって有用な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するため、適時適切な開示を行います。
- ・取締役会は、株主からの経営受託者責任と説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。
- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と考えており、これを実現するため株主との建設的な対話を行います。

②グループ全体を見据えたコーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、グループ共通の「ナイスグループ行動指針」を通じて、法令、定款及び社内規程の遵守を徹底しております。また、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する等、コーポレート・ガバナンス並びにグループの競争力の強化を図り、企業価値の向上に努めております。

③社外からの経営監視機能の強化

当社は、経営に対する監督機能を強化するため、4名の社外取締役を選任しております。

また、監査役5名のうち4名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。

加えて、2017年3月に取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員として設置した「指名・報酬委員会」について、役員の名義・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、併せて当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、社外取締役4名・社内取締役1名の体制とした上で、特に重要な事項に関する検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

さらに、2019年11月以降、社外役員のみが出席する社外役員連絡会を四半期に1回開催することとし、社外役員間の情報共有とともに意見の整理を行い、

取締役会での議論に役立てています。

④取締役の任期

当社は、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立し、より経営の透明性を図るため、取締役の任期を1年としております。

⑤コンプライアンスの徹底

当社は、健全な企業経営を実現し、社会的要請と様々なステークホルダーからの信頼に応えるため、コンプライアンス体制の強化を重要課題と位置づけております。

具体的には、新入社員研修、管理職研修等の場を通じてコンプライアンスの意義の理解と浸透を図り、遵守の徹底を行っております。また、サステナビリティ委員会では、コンプライアンス体制の維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関わる事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて取締役会に報告及び提案を行っております。

⑥リスクマネジメント

当社の企業運営に内在するリスクについては、その防止のために必要な社内規程を整備し、これに基づく業務遂行を徹底するほか、随時、リスクの把握とその顕現化の予防に努めております。なお、損失の危険の管理に関する整備状況及び新たに発生したリスクについては、事案と状況に応じて取締役会に報告又は対応を決定しております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年5月19日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第74回定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となると見込まれる買付、又は(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始された事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すること、それ以外の場合には、新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割

当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることの要否を検討し、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円（又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者(以下「非適格者」といいます)による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の無償割当てが実施され、新株予約権の行使又は当社による取得に伴って非適格者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、2026年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、非適格者以外の株主の皆様につきましては、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

Ⅲ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記Ⅱ（A）に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

前記Ⅱ（B）に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日残高	24,426	13,271	12,135	△829	49,003
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	7	7			14
剰 余 金 の 配 当			△707		△707
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,204		4,204
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			1,079		1,079
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		15			15
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	7	23	4,576	△1	4,605
2024年3月31日残高	24,433	13,294	16,711	△830	53,609

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2023年4月1日残高	217	12	△214	△847	△168	△1,000	3,387	51,390
連結会計年度中の変動額								
新 株 の 発 行								14
剰 余 金 の 配 当								△707
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								4,204
自 己 株 式 の 取 得								△1
土地再評価差額金の取崩								1,079
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								15
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	935	2	△1,079	145	363	367	610	977
連結会計年度中の変動額合計	935	2	△1,079	145	363	367	610	5,583
2024年3月31日残高	1,152	15	△1,293	△701	194	△632	3,997	56,973

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 28社

主要な連結子会社の名称は、ナイスコミュニティー(株)及びY O Uテレビ(株)であります。

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった(株)三友の株式を追加取得し連結子会社化したため、連結の範囲に含めております。

また、清算終了したThe Nice Korea Corporation及びSuteki Nice Singapore PTE. LTD.、保有株式を全て売却したパワーホーム青森(株)及びフェニーチェほっとリビング(株)を当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な関連会社の名称は、横浜不動産情報(株)であります。

当連結会計年度において、(株)三友を連結の範囲に含めたため、持分法適用関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の状況

主要な関連会社の名称は、ナイス小豆島オリーブの森(株)であります。

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、プロパティオン(株)他3社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

なお、譲渡性預金については取得原価

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時の差異の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に基づく定率法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ①建築資材事業
木材製品及び建材・住宅設備機器等(以下、「商品」という。)の販売は、顧客との取引基本契約に基づき、商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。
ただし、一部の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- ②住宅事業
マンション及び一戸建住宅の販売は、顧客との不動産売買契約に基づき、マンションの各分譲住戸又は一戸建住宅(土地付建物)の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件を引き渡す一時点で充足されると判断し、顧客へ物件を引渡した時点で収益を認識しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ……………借入金
- ③ヘッジ方針
当社は商品の外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約を、変動金利支払いの借入金に係る金利上昇リスクをヘッジする目的で金利スワップを行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象について第2四半期末及び期末毎にヘッジ効果を検証しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合には、本検証を省略しております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、その見積期間に応じて均等償却しております。

表示方法の変更に関する注記

1. 連結貸借対照表関係
前連結会計年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「長期貸付金」（当連結会計年度100百万円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。
2. 連結損益計算書関係
前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」（前連結会計年度31百万円）は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

重要な会計上の見積り

1. 棚卸資産の評価
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	7,052百万円
販売用不動産	15,268百万円
評価損（売上原価）	△997百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、収益性の低下により正味売却価額が取得原価より下落している場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、その差額を評価損として売上原価に計上しております。
正味売却価額は見積販売から見積販売直接経費を控除して算定しております。見積販売は直近の販売実績や市場動向等を勘案して、見積販売直接経費は過去の実績等に基づいて決定しております。
今後の顧客のニーズや市場環境の変化等により将来の正味売却価額が著しく下落した場合には、翌連結会計年度以降に追加の評価損を計上する可能性があります。
2. 固定資産の評価
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	42,572百万円
無形固定資産	896百万円
減損損失	1,819百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
固定資産の減損に係る会計基準に従い、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その差額を減損損失として計上しております。
回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づき決定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを割引引いて算出しております。
割引引将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された事業計画をベースに過去の実績・推移等を考慮した損益を基礎として見積もっており、様々な仮定が含まれております。また、割引率は資本コストを基礎としております。
今後の経済情勢や市況の変化等により仮定に変化があった場合には、翌連結会計年度に追加で減損損失の計上が必要となる可能性があります。

3. 退職給付に係る負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産	2,244百万円
退職給付に係る負債	1,022百万円

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の未償却残高△194百万円を退職給付に係る調整累計額として純資産の部に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び一部の国内連結子会社は、受給権者を対象とする規約型確定給付企業年金制度（いわゆる閉鎖型年金）並びに加入者（現役従業員）を対象とする確定拠出企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金制度の一部には、退職給付信託が設定されております。

国内連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、一部の連結子会社では中小企業退職金共済に加入しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務算定にあたり簡便法を採用しております。

割引率は、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法としており、退職給付債務のデュレーションと等しい期間に対応するスポットレートを割引率とするデュレーションアプローチによって算出しております。

長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

退職給付費用及び負債の算定における前提条件が実際と異なる場合、または前提条件が変更となった場合、その影響は累積され、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

現金及び預金	30百万円
販売用不動産	10,020百万円
建物及び構築物	3,868百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	17,629百万円
投資有価証券	4,059百万円
計	35,608百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	15,212百万円
長期借入金	21,110百万円
計	36,323百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 37,091百万円

3. 偶発債務

保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務 5,061百万円

4. 連結会計年度末日満期手形等の会計処理

当連結会計年度末日は金融機関の休業日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当連結会計年度末日満期手形等は次のとおりであります。

受取手形	354百万円
電子記録債権	835百万円
支払手形	129百万円
電子記録債務	4,219百万円

5. 貸出コミットメント契約

当社は、主要取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	18,800百万円
借入未実行残高	8,718百万円
差引額	10,082百万円

6. 当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,138百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発 行 済 株 式 普 通 株 式 (注) 1	12,170,719	9,700	－	12,180,419
自 己 株 式 普 通 株 式 (注) 2	377,357	1,801	－	379,158

- (注) 1. 普通株式の増加9,700株は、取締役に対する譲渡制限付株式としての有償第三者割当によるものであります。
2. 自己株式の増加1,801株は、譲渡制限付株式の無償取得975株及び単元未満株式の買取り826株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	471百万円	利益剰余金	40円	2023年 3月31日	2023年 6月30日
2023年11月10日 取 締 役 会	普通株式	236百万円	利益剰余金	20円	2023年 9月30日	2023年 12月11日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	472百万円	利益剰余金	40円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じ、短期運転資金は銀行借入等により、長期資金は社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての商品取引契約の範囲内で先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券は、容易に換金可能であり、かつ価格変動について僅少なりリスクしか負わない3ヶ月以内の譲渡性預金であります。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての商品取引契約の範囲内で先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金には主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金及び社債は運転資金の他、設備投資等を目的とした資金調達であります。借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジの方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理等を定めた社内規程に従い、取引先毎に債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在の最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての商品取引契約に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内取扱要領により、為替予約取引については当社資材事業本部が行い、金利スワップについては当社管理本部が行っております。取引状況は、為替予約取引については当社管理本部には毎月、当社取締役会には3ヶ月毎に報告しており、金利スワップ取引については当社取締役会に3ヶ月毎に報告しております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは連結子会社等からの報告に基づき当社管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を確保することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金は注記を省略しており、受取手形及び売掛金、電子記録債権、有価証券、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、1年内償還予定の社債、未払法人税等は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（※2）	6,058	6,058	-
(2) 長期借入金	(22,112)	(22,134)	21
(3) デリバティブ取引（※3）	22	22	-

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,205

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,058	－	－	6,058
デリバティブ取引				
通貨関連	－	22	－	22
資産計	6,058	22	－	6,081

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	22,134	－	22,134
負債計	－	22,134	－	22,134

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の連結子会社では、神奈川県その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,686	4,140

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。

収益認識に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築資材	住宅	計		
売上高					
建築資材	169,665	—	169,665	—	169,665
木材市場	283	—	283	—	283
マンション	—	15,034	15,034	—	15,034
一戸建住宅	—	11,944	11,944	—	11,944
管理その他	—	17,430	17,430	—	17,430
その他	—	—	—	10,326	10,326
顧客との契約から生じる収益	169,949	44,409	214,358	10,326	224,685
その他の収益	—	1,184	1,184	—	1,184
外部顧客への売上高	169,949	45,593	215,542	10,326	225,869

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、一般放送事業、建築工事事業及びソフトウェア開発・販売事業等を含んでおります。

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	41,185	39,147
契約資産	143	107
契約負債	1,529	1,834

契約負債は、主に、マンション、一戸建住宅等の不動産売買契約等に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,508百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 4,489円03銭
- 1 株当たり当期純利益 356円35銭

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
		資 準 備	そ の 他 資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	土 地 積 立 金	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金
2023年4月1日残高	24,426	7,953	5,000	12,953	197	24	5,215	5,436	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	7	7		7					
剰 余 金 の 配 当							△707	△707	
当 期 純 利 益							3,497	3,497	
自 己 株 式 の 取 得									
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							1,079	1,079	
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△3	3	-	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	7	7	-	7	-	△3	3,872	3,869	
2024年3月31日残高	24,433	7,961	5,000	12,961	197	20	9,087	9,305	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日残高	△809	42,007	319	12	△263	68	42,075
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行		14					14
剰 余 金 の 配 当		△707					△707
当 期 純 利 益		3,497					3,497
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1					△1
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩		1,079					1,079
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			858	2	△1,079	△217	△217
当 期 変 動 額 合 計	△1	3,882	858	2	△1,079	△217	3,664
2024年3月31日残高	△810	45,889	1,177	15	△1,342	△149	45,740

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法
なお、譲渡性預金については取得原価
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
商品及び販売用不動産
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
未成工事支出金
個別法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) 長期前払費用
定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)に基づく定率法により、それぞれ発生の日次から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 建築資材事業

木材製品及び建材・住宅設備機器等(以下、「商品」という。)の販売は、顧客との取引基本契約に基づき、商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。

ただし、一部の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) 住宅事業

マンション及び一戸建住宅の販売は、顧客との不動産売買契約に基づき、マンションの各分譲住戸又は一戸建住宅(土地付建物)の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件を引き渡す一時点で充足されると判断し、顧客へ物件を引渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ……………借入金

③ヘッジ方針

当社は商品の外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約を、変動金利支払いの借入金に係る金利上昇リスクをヘッジする目的で金利スワップを行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について第2四半期末及び期末毎にヘッジ効果を検証しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合には、本検証を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

重要な会計上の見積り

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	5,608百万円
販売用不動産	13,210百万円
評価損(売上原価)	△1,070百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 1. 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	33,230百万円
無形固定資産	559百万円
減損損失	1,797百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

3. 退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用	2,109百万円
退職給付引当金	393百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 3. 退職給付に係る負債」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

販売用不動産	10,020百万円
建物	3,676百万円
機械及び装置	0百万円
土地	15,405百万円
投資有価証券	4,059百万円
計	33,161百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	14,577百万円
長期借入金	20,337百万円
計	34,915百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,159百万円

3. 偶発債務

保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務 5,012百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,144百万円
長期金銭債権	575百万円
短期金銭債務	3,778百万円
長期金銭債務	94百万円

5. 事業年度末日満期手形等の会計処理

当事業年度末日は金融機関の休業日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当事業年度末日満期手形等は次のとおりであります。

受取手形	291百万円
電子記録債権	808百万円
支払手形	59百万円
電子記録債務	3,801百万円

6. 貸出コミットメント契約

主要取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	18,800百万円
借入実行残高	8,718百万円
差引額	10,082百万円

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,138百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	8,721百万円
仕入高	6,986百万円
その他の営業取引高	4,068百万円
営業取引以外の取引高	1,688百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	377,357	1,801	—	379,158

(注) 普通株式の増加1,801株は、譲渡制限付株式の無償取得975株及び単元未満株式の買取り826株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有形固定資産	1,550百万円
投資有価証券	1,253百万円
貸倒引当金	397百万円
賞与引当金	247百万円
商品	134百万円
税務上の繰越欠損金	108百万円
譲渡制限付株式報酬等	102百万円
未払事業税	54百万円
販売用不動産	8百万円
その他	324百万円

繰延税金資産小計 4,181百万円

評価性引当額 △3,087百万円

繰延税金資産合計 1,094百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△526百万円
その他有価証券評価差額金	△521百万円
土地圧縮積立金	△87百万円
有形固定資産	△43百万円
償却資産圧縮積立金	△9百万円
その他	△22百万円

繰延税金負債合計 △1,210百万円

繰延税金資産の純額 △116百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	リナイス㈱	所有 間接 100.0%	役員 兼 任 資金の貸付	資金の貸付 (注2)	1,535	流 動 資 産 [そ の 他]	1,878
				資金の回収 (注2)	1,675		
	ナイスプレカ ット㈱	所有 直接 100.0%	役員 兼 任 資金の貸付 資金の寄託預り	資金の貸付 (注2)	5,060	流 動 資 産 [そ の 他]	1,770
				資金の回収 (注2)	3,290		
				預り金の払戻し (注2)	1,790	預 り 金	—

- (注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 資金の貸付及び資金の寄託預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,875円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 296円43銭 |